

## 海の京都DMO京丹後地域本部役員選任規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部規程（以下「地域本部規程」という。）に基づき、本地域本部の役員（本部長、副本部長、専務理事、理事及び監事）の選任方法を定めることを目的とする。

(決定)

第2条 次期の役員は、地域本部会員総会（以下「総会」という。）において、その承認を得てこれを決定する。

### 第2章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第3条 次期役員の選任のため、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第4条 委員会は、当該年度理事で構成することとし、委員長は原則として当該年度の第1副本部長とする。

2 委員会は、委任状出席者を含めて委員全員の出席により成立する。

(任期)

第5条 委員会の任期は、次期役員の選任承認にかかる総会の終結の時までとする。

### 第3章 役員選任

(次期役員候補者の推薦)

第6条 委員会は、会員の中から次期役員候補者（以下「候補者」という。）を推薦する。

2 候補者になれる者は、地域本部規程第7条第1号に定める正会員又は支部長とする。

3 前2項の規定にかかわらず、専務理事の候補者については、会員以外の者を推薦することができる。

4 候補者の数は、地域本部規程第21条に定められた定数の範囲内とする。

(本部長候補者の選任)

第7条 前条の規定により推薦された候補者の中から、委員会の協議により本部長候補者を1名選任する。

2 協議が整わないときは、委員長がこれを決する。

(副本部長候補者の選任)

第8条 前条の規定により選任された本部長候補者を除く候補者の中から、委員会の協議により副本部長候補者を2名選任する。

3 協議が整わないときは、委員長がこれを決する。

(理事候補者の選任)

第9条 第7条及び前条の規定により選任された候補者を除く候補者全員を理事候補者として選任する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のあるときは、委員会の協議により、候補者以外の正会員を指名することができる。

3 協議が整わないときは、委員長がこれを決する。

(監事候補者の選任)

第 10 条 委員会の協議により、地域本部規程第 7 条 (1) 又は (2) に定める会員の中から監事候補者 2 名を選任する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情のあるときは、委員会の協議により、前項以外の候補者を選任することができる。

3 協議が整わないときは、委員長がこれを決する。

(専務理事候補者の選任)

第 11 条 専務理事の設置について、理事会にて協会運営に必要と認められたときは、委員会の協議により専務理事候補者を 1 名選任する。

2 協議が整わないときは、委員長がこれを決する。

#### 第 4 章 報告・承認

(報告・承認)

第 12 条 委員長は、本規程の定めるところによって次期役員候補者の名簿を作成し、理事会に報告するとともに、役員を選出に関する経過の概要を説明し、理事会の承認を得なければならない。

2 委員長は、前項について理事会の承認を得たのち、総会に報告しなければならない。

(規程改正)

第 13 条 本規程の改正は、理事会で行うものとする。

附 則 (平成 28 年 6 月 28 日)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 29 日)

この規程は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する

附 則 (平成 31 年 4 月 4 日理事会)

この規程は、平成 31 年 4 月 4 日から施行する